

高知県雇用対策協定運営協議会設置要綱

(目的)

第1条 高知県雇用対策協定に基づく事業について、高知労働局と高知県が連携しつつ事業を効果的に実施するため、「高知県雇用対策協定運営協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 事業計画の策定に関する事
- (2) 事業結果の評価に関する事
- (3) 高知労働局からの要請事項に関する事
- (4) 高知県からの要請事項に関する事
- (5) その他事業の運営に必要な事項に関する事

(構成員)

第3条 協議会の構成員は、別表1のとおりとする。

2 協議会の会長は高知県商工労働部長とし、副会長は高知労働局長とする。

(協議会)

第4条 協議会は、会長が招集し、これを主宰する。

2 協議会は、毎年度2回開催するほか、必要に応じて開催する。

3 会長は、必要があると認める時は、構成員以外の者を協議会に出席させることができる。

4 会長が都合により招集できない場合又は協議会に出席できない場合は、会長があらかじめ指名した構成員がこれを代理する。

(分科会)

第5条 協議会事務の円滑な推進を図るため、必要に応じて分科会を置くことができる。

(秘密の保持)

第6条 協議会の構成員及び協議会に参加したものは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 高知労働局職業安定部職業安定課及び高知県商工労働部雇用労働政策課に置く。

附 則

この要綱は、平成26年8月18日から施行する。

附 則
この要綱は、平成26年8月22日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月6日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年4月6日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年12月13日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年5月6日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月26日から施行する。

附 則
この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

別表1

高知労働局	高知労働局 職業安定部 雇用環境・均等室	局長 部長 職業安定課長 職業対策課長 訓練課長 室長
高知県	子ども・福祉政策部 文化生活スポーツ部 商工労働部 教育委員会事務局	長寿社会課長 人権・男女共同参画課長 私学・大学支援課長 部長 雇用労働政策課長 高等学校課長 生涯学習課長